平成２３年（フ）第５２３号
静岡県三島市中央町４番32号、前住所静岡県三島市日の出町５番26号　加真ハイツ102
債務者　髙野　良一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３６号
静岡県沼津市下香貫前原1480番地の６　金太郎マンション301、前住所静岡県沼津市大岡1961番地の１　白木屋ハイツⅡ209号
債務者　日吉　貴美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
静岡県沼津市西沢田726番地の７　タウニィ西沢田102
債務者　杉澤ともよ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田14番地　ブルーハイツ冨Ｂ―101号
債務者　岩井　洋一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５０１号
愛知県稲沢市国府宮３丁目６番12―501号
債務者　古川　　泉
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６２２号
愛知県刈谷市末広町３丁目10番地６　フォーブル末広Ｂ棟103号
債務者　白松　道代
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福岡県豊前市大字三毛門688番地１　県営住宅三毛門12棟201号
債務者　秋吉　奈美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第５６４号
沖縄県那覇市字天久805番地１天久第６マンション407
債務者　眞榮田小夜子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１８３号
北海道登別市若草町２丁目17番地３　スタジオ６―202
債務者　加瀬　弘明
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
福島県喜多方市字桜ガ丘１丁目140番地１　メゾンＤＥロッキー201号室
債務者　長谷川夕季美
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第５８５号
茨城県常陸太田市岩手町596番地の３
債務者　会沢百合子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６３２号
茨城県鉾田市玉田795番地　第２平和荘Ｂ棟
債務者　梅原　昭三
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６４９号
茨城県東茨城郡茨城町大字下雨ケ谷608番地
債務者　小沼佳代子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６６３号
茨城県ひたちなか市東石川３丁目19番９―107号　宮前ハイツ、旧住所茨城県水戸市酒門町4535番地の12
債務者　櫻井　明美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８４５号
神奈川県平塚市万田468番地
債務者　井口惠美子（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２１３号
長野県松本市大字里山辺3358番地１　パレーシャル大山Ａ101
債務者　塩原　優次
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第５７号
静岡県掛川市本郷833番地の２
債務者　川崎　則夫
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係